



福県医発第 1738 号 (地)

平成 15 年 12 月 26 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師

会 長 関 原



風しん予防接種の重要性の周知について

標記の件につきましては、平成 15 年 12 月 12 日付 (福県医発第 1635 号) にて既にお知らせしておりましたが、今般、経過措置終了後の風しんワクチン未接種者に対するワクチン接種について、文部科学省より県教育委員会に通知が出された旨、日本医師会より通知されましたので、ご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただき、学校医への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

なお、本件は風しん予防接種法施行令の改正に伴う経過措置期間が終了したことから、予防接種法に基づかない任意の接種となります。



(地Ⅱ154)

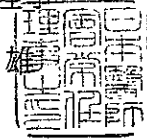
平成 15 年 12 月 19 日

都道府県医師会

学校保健担当理事 殿

日本医師会常任理事

雪 下 國 雄



風しん予防接種の重要性の周知について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課より、別添の通り都道府県教育委員会に対し、風しんの予防接種の重要性についてと題し、厚生労働省健康局結核感染症課から経過措置終了後の風しんワクチン未接種者に対する風しんワクチン接種について通知が出された旨通知されました。

なお、本件は風しん予防接種法施行令の改正に伴う経過措置期間が終了したことから、予防接種法に基づかない任意の接種となります。

つきましては、本件に関しご了解いただくとともに、学校医に対し周知方よろしくお願いいたします。



事 務 連 絡
平成15年12月3日

各都道府県教育委員会学校保健主管課 御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

風しん予防接種の重要性者の周知について

経過措置期間内の風しんの予防接種については、6月5日付け事務連絡において既にお知らせしたところですが、今般、別紙（写）のとおり、経過措置終了後の風しんワクチン未接種者に対する風しんワクチンの接種について厚生労働省健康局結核感染症課から通知がありましたので、お知らせします。

また、各都道府県私立学校主管課、域内の市町村教育委員会及び所管の学校等に対しても周知されるよう併せてお願いします。

なお、本件については、風しん予防接種法施行令の改正に伴う経過措置期間が終了したことから、予防接種法に基づかない任意の接種であることを申し添えます。

（本件連絡先）

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課
学校保健係

TEL：03-5253-4111（代表）（内線2918）

FAX：03-3592-2960

別 紙

健感発第1118001号

平成15年11月18日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

風しん予防接種の重要性の周知について

予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（平成6年政令第266号）附則第3条の規定により、「昭和54年4月2日から昭和62年10月1日までの間に生まれた者」は平成15年9月30日までは風しんの定期の予防接種の対象者とされてきたところである。

当該経過措置は満了したものの、未接種の経過措置対象者をはじめとして未接種の者がまだ存在していることから、当該対象者をはじめとする風しんワクチンの未接種者に対し、下記の点に留意の上、情報提供等にあたられるようご指導方願います。

記

- 1 妊娠中に妊婦が風しんに罹患した場合には、出生児が先天性風しん症候群を発症するおそれがあることについて、昭和54年4月2日から昭和62年10月1日までの間に生まれた者を中心として当該年齢層以外の年齢層の者も含め、これまでに風しんワクチンの接種を受けていない者に対し、必要に応じ周知を図ること。
- 2 上記未接種者が予防接種を希望したときには、別添「風しんワクチンについて」を参考に、風しんワクチンの免疫効果、予防接種による副反応及び副反応が発生した場合の救済制度（医薬品副作用被害救済制度）についての情報、予防接種法に基づかない任意の接種であること等を被接種者に説明するよう関係者に周知徹底をすること。

- 3 接種希望者が円滑に予防接種を受けられるよう、必要に応じ医師会等関係機関と調整を行うこと。
- 4 実施医療機関等に対し、別添「風しんワクチンについて」を参考に風しんワクチンの免疫効果、予防接種による副反応及び副反応が発生した場合の救済制度（医薬品副作用被害救済制度）についての情報、予防接種法に基づかない任意の接種であること等について周知徹底するとともに、予防接種法関係法令、「予防接種ガイドライン」、風しんワクチンの添付文書に記載された接種の際の注意事項を遵守するよう周知徹底を図ること。
- 5 妊娠の可能性のある年代の女性に接種する場合は、胎児への感染を防止するため妊娠していないことを確かめ、ワクチン接種後最低2カ月間の避妊が必要である旨を周知すること。

(別 添)

風しんワクチンについて

(予防接種ガイドライン (2003 年改訂版) より抜粋)

1. 風しんの概要

風しんは、急性ウイルス発疹症である。潜伏期は2～3週間、癒合傾向の少ない紅色斑丘疹、発熱、頸部リンパ節腫脹などを主徴とする。眼球結膜の軽度の充血や口蓋粘膜の出血斑、肝機能障害なども見られる。年長児や成人では関節炎の頻度が高い。予後は一般に良好であるが、血小板減少性紫斑病が3,000人、脳炎が6,000人に1人、まれに溶血性貧血も見られる。妊娠初期の妊婦が風しんウイルスに初感染すると、胎児に感染して先天性風しん症候群児（難聴、先天性心疾患、白内障及び網膜症等）が出生する。

最近、大規模な流行の発生はないが、散発的な地域流行は続いており、その中で先天性風しん症候群の発生も報告されている。

2. 予防接種の効果

風しんワクチンは、各社とも接種を受けた者の95%以上に風しん HI 抗体の陽転が見られる。HI 抗体価の上昇は自然罹患より低い、20 年近く抗体が持続し、自然感染による発症を防御しうる。風しん患者と接種した後、ワクチンを接種しても確実に予防できるとは限らないが、接種自体はかまわない。

3. 風しんワクチンの特徴

弱毒化した風しんウイルスを凍結乾燥した生ワクチンであり、添付の溶解液（局方蒸留水）で溶解し使用する。高温や紫外線に弱い生ワクチン株を使用しているので、保管に注意する（5℃以下の冷蔵庫又は冷凍庫）。

4. 接種上の注意点

風しんの既往の記憶はあてにならないことが多く、流行時に罹患した人以外はワクチン接種をすることが望ましい。抗体陽性の人にワクチン接種をしたとしても特別な副反応は起こらず、抗体価の低い人においては追加免疫効果がある。

妊娠の可能性のある年代の女性に接種する場合は、胎児への感染を防止するため妊娠していないことを確かめ、ワクチン接種後最低2カ月間の避妊が必要である。

5. 副反応

小児の接種では、接種後5～14日に1.9%に37.5℃以上38.4℃未満、2.6%に38.5℃以上の発熱、発疹が1.3%、リンパ節腫脹が0.6%認められる（健康状況調査報告）。成人女性に接種した場合、1～2週間後に関節炎が認められることがあるが、数日から1週間で治癒する。重篤な副反応の報告はほとんどないが、約100万人に1人の血小板減少性紫斑病がみられる。ワクチン接種後1～2週間に接種を受けた者の咽頭よりワクチンウイルスの排泄が認められることがあるが、周囲の風しん感受性者に感染することはない。